

申告日程 (受付時間) 午前9時～午後4時

お住まいの受付地区(会場)で申告できない方は、ほかの会場へお越しください。

月 日	受付地区	会場
2月16日(金)	当別・三ツ石地区	石別住民センター(当別3丁目1番44号)
2月19日(月)	茂辺地・茂辺地市ノ渡地区	茂辺地住民センター(茂辺地2丁目5番56号)
2月20日(火)～22日(水)、26日(月)	七重浜・追分1丁目地区	七重浜住民センター「れいんぼー」(七重浜2丁目32番25号)
2月27日(火)	谷好・富川・桜岱・水無・三好・矢不來・館野地区	谷好住民センター(谷好3丁目12番41号)
2月28日(水)	追分・追分2丁目～7丁目地区	追分福祉センター(追分5丁目14番1号)
2月29日(木)～3月1日(金)	飯生・押上・大工川・常盤・公園通・添山・昭和地区	エイド'03(飯生3丁目4番1号)
3月4日(月)～6日(水)	久根別・東浜1丁目地区	久根別住民センター「くーみん」(久根別1丁目29番1号)
3月7日(木)～8日(金)、3月11日(月)	本町・本郷・市渡・村山・中山・稲里・白川・細入・南大野・向野・文月・村内地区	北斗市公民館(本郷2丁目32番5号)
3月12日(火)	開発・東前・萩野・一本木・千代田・清水川地区	農業振興センター(東前74番地の2)
3月13日(水)～15日(金)	中央・中野通・中野・清川・野崎・東浜2丁目地区	北斗市役所 1階 大会議室(中央1丁目3番10号)

混雑防止のため、申告はe-tax(電子申告)や自書申告、郵送をご活用ください。

なお、自書申告や郵送の場合は、マイナンバーカードの写し、もしくは個人番号確認書類と身分確認書類の写しを添付してください。

Q 自書申告とは？

A 自分で申告書を作成し、添付書類を貼り付けて、そのまま函館税務署、市役所税務課、総合分庁舎市民窓口課、七重浜・茂辺地両支所、申告会場に提出することをいいます。申告書の内容の確認を行わないため、会場で長時間待つことはありません。



Q 郵送の場合は、どこに送ればいいの？

A ▼確定申告書
〒040-8505 函館市中島町37番1号
札幌国税局業務センター函館分室 宛
▼市・道民税(国民健康保険税)申告書
〒049-0192 北斗市中央1丁目3番10号
市役所税務課 宛

● 函館税務署からのお知らせ ●

函館税務署での申告が必要な方

次に該当する方は、函館税務署で申告してください。

- 青色申告の方
- 初めて住宅借入金等特別控除を申告する方
- 譲渡所得(土地・建物・株式の売却)のある方や損失の申告をする方
- 山林所得、配当所得のある方
- 消費税の申告がある方
- 受付期間/2月16日(金)～3月15日(金)
午前9時～午後4時

※還付申告は、令和6年1月より申告可能です。

※混雑防止のため確定申告会場(函館税務署)への入場には、「入場整理券」が必要です。入場整理券は、当日会場で配付し、申告会場へ入場できる時間枠を指定しご案内します。LINEを通じたオンライン事前発行もできます。混雑状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

オンライン事前発行については、国税庁ホームページをご確認ください。



国税庁ホームページからe-Tax

国税庁ホームページから、スマートフォンのマイナンバーカード読取機能を使用し、スマートフォンやパソコンで所得税などの申告書を作成して、オンラインで提出ができます。

e-Tax(電子申告)のメリット

- 税務署や北斗市の受付会場に行かずに自宅から申告できます。
- 生命保険料控除などの証明書は、その記載内容を入力して送信すると、提出または提示が不要です。
- 確定申告期間中、24時間いつでも利用可能です。
- マイナポータルを連携のうえ、スマートフォンのカメラで【給与所得の源泉徴収票】を撮影すると、金額や支払者情報などが自動入力されます。

詳しくは、国税庁「動画で見る確定申告」をご覧ください。



税の申告が始まります

— 2月16日(金)～3月15日(金) —

今月号は、申告に必要なものや自書申告などのご案内です。早めに準備し、期間内に正しく申告しましょう。

問 (所得税に関すること)
函館税務署 ☎31-3171
(市道民税・国保税に関すること)
市役所税務課所得課税係
[内線132～134]



申告が必要な方

令和6年1月1日現在で北斗市に住所があり、次のいずれかに当てはまる方

- 農業・漁業・自営業などの事業を営んでいる方、または地代・家賃などの不動産収入がある方
- 年末調整が行われていないために所得税額が確定しない方、または2か所以上から給与の支払いを受けている方
- 給与や公的年金以外の所得が20万円を超える方
- 生命保険の満期受取金などの一時所得や雑所得がある方
- 北斗市国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方で、収入がない方や遺族年金、障害年金などの非課税収入のみの方

申告が不要な方

- 給与所得のみで年末調整を行なっていて、所得控除額に変更がない方
- 年金所得のみで所得税の源泉徴収がされず、年金収入の合計額が一定額以下の方
・昭和34年1月1日以前生まれの方…148万円以下
・昭和34年1月2日以降生まれの方…98万円以下

「申告が必要な方」に当てはまる方は、案内はがきを送付されていない場合でも申告してください。

申告に必要なもの

収支内訳書や医療費控除の明細書は、事前に自宅等で作成しお持ちください

必ず必要なもの	
本人確認書類	マイナンバーカード ※マイナンバーカードがない方は、個人番号確認書類と身分確認書類
収入を証明するもの	給与、公的年金等の源泉徴収票や報酬の支払調書 事業収入・不動産収入のある方は、収支内訳書
その他必要なもの(申告内容によって必要なもの)	
各種控除証明書	社会保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料などの控除証明書
医療費控除の明細書	令和5年中にかかった病院と支払った金額をまとめたもの ※医療費通知をお持ちの方は、添付すると記載を省略できます。
扶養親族に関する書類	扶養親族のマイナンバーと収入のわかるもの
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	本人もしくは扶養親族に該当者がいる場合のみ必要
寄附金受領証明書	寄附先の市町村から受け取ったもの ※ワンストップ特例申請をしていても、申告する場合は必要になります。
本人名義の通帳	所得税が還付となった場合に必要
申告案内はがき	令和6年1月1日国保加入世帯主の方で、令和4年中の申告状況により今年も申告が必要と判断した方に対し、1月下旬に送付しています
前年分申告書の控え	※前年に申告された方はお持ちください。